

千葉県報

定例
令和元年 7 月 26 日

主要目次

- 令和元年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領 一
- 千葉県土地利用基本計画の変更 八
- 土地改良区定款の変更認可 八
- 保安林の指定の解除 八
- 海区漁業調整委員会指示 八
- 千葉県海区漁業調整委員会指示第二百二十九号 八
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件) 九

- 土地改良区役員の退任 一〇
- 土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧 一〇
- 特定調達公告 一一
- 入札公告 一一
- 正誤 一一
- 平成十六年三月十六日付け県報第一一八七六号中 一一

告

示

千葉県告示第二百二十三号

令和元年六月定例県議会の議決を経た令和元年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、次のとおりである。

令和元年七月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

令和元年度千葉県一般会計補正予算(第1号)

令和元年度千葉県一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

- 第1条 「平成31年度千葉県一般会計予算」の名称を、「令和元年度千葉県一般会計予算」とする。
- 令和元年度千葉県一般会計予算中の平成31年度以降の元号の表示を、「令和」とする。
(歳入歳出予算の補正)
- 第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,761,033,280千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)
- 第3条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		165,717,418 <small>千円</small>	32,660 <small>千円</small>	165,750,078 <small>千円</small>
	2 国庫補助金	43,555,166	30,960	43,586,126
	3 委託金	5,278,649	1,700	5,280,349
11 繰入金		34,104,901	155,340	34,260,241
	1 特別会計繰入金	13,147,438	155,340	13,302,778
補正されなかつた款項に係る額		1,561,022,961		1,561,022,961
歳 入 合 計		1,760,845,280	188,000	1,761,033,280

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	301,643,013	121,000	301,764,013
		70,692,806	121,000	70,813,806
11 教 育 費	1 教 育 総 務 費	382,845,502	67,000	382,912,502
		52,647,960	67,000	52,714,960
補正されなかつた款項に係る額		1,076,356,765		1,076,356,765
歳 出 合 計		1,760,845,280	188,000	1,761,033,280

第2表 債務負担行為補正
追加

事項	項目	期間	限度	額
児童相談所一時保護所増設事業		令和元年度から令和2年度まで	令和元年度事業費	300,000千円以内

令和元年度千葉県特別会計財政調整基金補正予算 (第 1 号)

令和元年度千葉県特別会計財政調整基金の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第 1 条 「平成 31 年度千葉県特別会計財政調整基金予算」の名称を、「令和元年度千葉県特別会計財政調整基金予算」とする。

2 令和元年度千葉県特別会計財政調整基金予算中の平成 31 年度以降の元号の表示を、「令和」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第 2 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 155,340 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,179,340 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	1 基金繰入金	13,000,000	155,340	13,155,340
		千円 13,000,000	千円 155,340	千円 13,155,340
補正されなかつた款項に係る額		24,000		24,000
歳入合計		13,024,000	155,340	13,179,340

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金		13,024,000 <small>千円</small>	155,340 <small>千円</small>	13,179,340 <small>千円</small>
	2 繰出金	13,000,000	155,340	13,155,340
歳 出 合 計		13,024,000	155,340	13,179,340

千葉県告示第百二十四号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定められた千葉県土地利用基本計画の一部を次のとおり変更した。
なお、その関係図書は、千葉県総合企画部政策企画課及び関係市町において令和元年七月二十六日から一般の閲覧に供する。

令和元年七月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

変更内容

計画図の変更(「計画図」は、省略する。)

- 一 柏市における農業地域の縮小
- 二 千葉市における森林地域の縮小
- 三 木更津市における森林地域の縮小
- 四 茂原市における森林地域の縮小
- 五 成田市における森林地域の縮小
- 六 佐倉市における森林地域の縮小
- 七 柏市における森林地域の縮小
- 八 市原市における森林地域の縮小
- 九 香取市における森林地域の縮小
- 十 山武市における森林地域の縮小
- 十一 大網白里市における森林地域の縮小
- 十二 香取郡神崎町における森林地域の縮小
- 十三 長生郡長南町における森林地域の縮小

千葉県告示第百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市安須土地改良区の定款の変更を令和元年七月十七日付けで認可した。

令和元年七月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和元年七月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 解除に係る保安林の所在場所

富里市御料字甲地二番一五、二番二〇、二番二一、二番二五、二番二六、二番五四、

二番六四、二番六五、三番、二七番一から二七番三まで、二八番三、三〇番、七二番、

字宮内一六番三、一一六番四、一一八番二、一一八番六、一一八番七、一一八番一

一、一一八番一二、一一八番二八から一一八番三〇まで、一一九番二、一五一番一、一

五二番一、一五二番二、一五三番一、三一六番一、三一六番五、三一六番八、三一六番

九、三七一番四、三七四番二、三八三番四、三八三番五、三八三番七、三八三番八、三

八三番一、三八三番二、三八七番八、三九一番一から三九一番四まで、三九一番二

五、三九一番六、三九六番一、三九六番二、三九六番四、四五五番一、四九四番二、

四九六番二、四九七番二、四九七番四、四九九番二、五〇一番二、五〇二番二、五〇三

番二、五〇九番一から五〇九番一三まで、五〇九番一五、五一二番二、五一四番二、

五二二番、五二七番二、五三〇番二、五三〇番三、五三三番一、字旭五三六番一から五

三六番五まで、五五六番一から五五六番七まで、五五七番一から五五七番五まで、五七

七番一から五七七番三まで、五七九番、六四二番二、六四三番九、六四五番一二、十

倉字金堀九七〇番二、一〇六四番、一一〇四番五から一一〇四番一〇まで、一一〇五番

二、一一〇五番三、一一〇六番二、一一〇六番三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

海区漁業調整委員会指示

千葉県漁業調整委員会指示第百二十九号

千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年七月二十六日

千葉県漁業調整委員会会長 塩野 健

一 次の1から3までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行つてはならない。

1 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま

れた区域

ア 天面漁港合せ灯標柱

イ 北緯三五度三分五〇秒、東経一四〇度五分二〇秒(日本測地系にあつては北緯三

五度三分三〇秒、東経一四〇度五分三〇秒。以下、括弧内に示す緯度経度について

は同様に日本測地系のものとする。)の点

ウ 北緯三五度四分一〇秒、東経一四〇度六分(北緯三五度四分、東経一四〇度六分

一〇秒)の点

エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱

2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの

各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 漁業権基点南七十三号(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)

イ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一二分四〇秒(北緯三五度六分、東経一四〇度一二分五〇秒)の点

ウ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一四分二〇秒(北緯三五度六分、東経一四〇度一四分三〇秒)の点

エ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一五分五〇秒(北緯三五度六分三〇秒、東経一四〇度一六分)の点

オ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一七分四〇秒(北緯三五度六分四〇秒、東経一四〇度一七分五〇秒)の点

カ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度一八分一〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度一八分二〇秒)の点

キ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度一九分五〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度二〇分)の点

ク 北緯三五度七分、東経一四〇度一九分四〇秒(北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一九分五〇秒)の点

ケ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二〇分三〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度二〇分四〇秒)の点

コ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度二〇分五〇秒(北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二一分)の点

サ 北緯三五度七分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒(北緯三五度七分四〇秒、東経一四〇度二一分二〇秒)の点

シ 北緯三五度八分三〇秒、東経一四〇度二三分(北緯三五度八分二〇秒、東経一四〇度二三分一〇秒)の点

ス 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒(北緯三五度九分四〇秒、東経一四〇度二一分二〇秒)の点

セ 北緯三五度一〇分、東経一四〇度二一分五〇秒(北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二二分)の点

ソ 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二二分四〇秒(北緯三五度九分四〇秒、東経一四〇度二二分五〇秒)の点

タ 北緯三五度一分、東経一四〇度二四分四〇秒(北緯三五度一分五〇秒、東経一四〇度二四分五〇秒)の点

チ 漁業権基点南七十九号の一(夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱)

3 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径一二海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域

ア 北緯三五度四一分五三秒、東経一四〇度四五分四〇秒(北緯三五度四一分四一秒、東経一四〇度四五分五二秒)の点(磯見川河口中心点)

イ 北緯三五度三九分四〇秒、東経一四〇度四七分四〇秒(北緯三五度三九分二〇秒、東経一四〇度四七分五〇秒)の点

ウ 北緯三五度三九分一〇秒、東経一四〇度四四分一〇秒(北緯三五度三八分五〇秒、東経一四〇度四四分二〇秒)の点

エ 北緯三五度二九分五〇秒、東経一四〇度四八分五〇秒(北緯三五度二九分四〇秒、東経一四〇度四九分)の点

二 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

1 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市鵜崎灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、一人一日当たり三キログラム以内

2 1以外の海面においては、一人一日当たり五キログラム以内

三 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

四 この指示の有効期間は、令和元年八月一日から令和二年七月三十一日までとする。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和元年七月二十六日から十一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年七月二十六日から十一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和元年七月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友行徳店

市川市行徳駅前一丁目一九番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

<p>株式会社藤興産 代表取締役 藤松洋光ほか 市川市行徳駅前一丁目一四番一―五〇五号ほか 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社藤興産 代表取締役 藤松洋光ほか 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社藤興産 代表取締役 藤松洋光ほか 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 合同会社西友 職務執行者 スタイブ・ヘイズ・デिकास 東京都北区赤羽二丁目一番一号 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスーほか 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか 7 変更年月日 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 平成三十一年三月十五日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 平成三十一年三月一日及び同月十五日</p> <p>二 届出年月日 令和元年六月二十日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済部産業振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和元年七月二十六日から十一月二十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年七月二十六日から十一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和元年七月二十六日</p> <p>一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 流山おおたかの森S・C 流山市おおたかの森南一丁目五番地の一ほか</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東神開発株式会社 代表取締役 倉本真祐ほか 東京都世田谷区玉川三丁目一七番一号ほか 3 変更前の大規模小売店舗の所在地 流山市西初石六丁目八二九番地一―一ほか 4 変更後の大規模小売店舗の所在地 流山市おおたかの森南一丁目五番地の一ほか 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社高島屋 代表取締役 木本茂ほか 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか 7 変更年月日 (一) 大規模小売店舗の所在地 令和元年五月十一日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和元年六月二十一日ほか</p> <p>二 届出年月日 令和元年六月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課</p> <p>土地改良区役員の退任 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、香取市東部土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。 令和元年七月二十六日</p> <p>退任理事 香取市川上一〇七番地 千葉県知事 鈴木 栄治 平野 秀明</p> <p>土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第一項の規定により、流山市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。 令和元年七月二十六日</p>
--	--

特 定 調 達 公 告

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 縦覧期間
令和元年七月二十七日から八月九日まで

二 縦覧場所
流山市南流山一丁目一三番地
千葉県流山工区画整理事務所

三 縦覧時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

〔この特定調達公告の縦覧される入札公告等は、MTCOに集むべき取扱調達の種別の標品を扱わないこと。〕

入札公告
次とおり一般競争入札に付する。
令和元年7月26日

千葉県知事 鈴木 栄 治

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム千葉県システム用代表端末等の機器に係る賃貸借等 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和元年12月1日から令和6年11月30日まで

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部市町村課行政班 電話043（223）2140

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期限 令和元年7月26日から8月23日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和元年9月5日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和元年9月5日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 令和元年9月6日午前10時 千葉県庁本庁舎8階市町村課内

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(4) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和元年8月23日午後5時

(イ) 提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出

出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和元年 8月 23日午後 5時

(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第 109 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。

(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Computers and equipment for the Chiba Prefectural Basic Resident Registration Network System (Iset) (Rental)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 5 September, 2019

(3) Contact point for the notice: Municipalities Administration Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2140

正

誤

平成十六年三月十六日付け県報第一一八七六号中

(道路環境課)

ページ	段	行	誤	正
四	下	後ろから 一〇	砂郷九三三番	天神下九三三番一

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、四〇〇円 (送料を含む。)

本号 一部 三十六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三 (二二三) 二二五二

定期購読申込先

〇四三 (二二三) 二六五八

一部売り申込先

〇四三 (二二三) 二六五八